

契約書と覚書をそれぞれ2部印刷の後、ご記入お願いいたします。

ご記入後、下記住所に郵送お願い致します。

確認後、弊社より1部を返送致します。

ホームページ制作委託契約書

(以下「甲」という)を委託者とし

株式会社 ProPixy (以下「乙」という)を受託者とし、以下の通り契約を締結した。

第1条 (目的)

1. 甲はホームページの制作業務(以下「本業務という」)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 (制作費用等)

本業務の対価として甲は乙に 月額金7,000円及び消費税を支払うものとし、受託時に業務着手料として35,000円を支払うものとする。なお、対価の支払方法は乙の指定する銀行口座に支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。ドメイン有効期限を1年間とし、本契約締結後1年間は支払い義務が生じるものとする。

本契約の有効期限は契約締結日から1年間とする。ただし期間満了の1ヶ月前までに甲または乙による書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し以後も同様とする。

第3条 (委託内容)

本業務内容は以下の通りとする。

1. 甲より指示された内容に従い、ホームページを制作する。制作内容の概要は別途「仕様書」に定める。
2. 甲の指定するサーバーへの本業務に基づき制作されたデータ等(以下「制作物」という)のアップロード作業等ホームページ公開に関する作業の一切。

なお、制作物のデザイン及び仕様その他必要な事項については、甲乙双方の協議により随時決定する。

第4条 (制作物の納品等)

1. 本業務の完了は、乙が制作物をインターネット上にアップロードし、甲がその確認をすることで完了する。
2. ドメイン・サーバーの取得及び確保等は乙で行う。
3. ホームページについては、業務完了後1か月を動作確認期間とし、不具合等の発生がある場合には乙は無償で、その対応を行う。

この期間を過ぎての措置に対する費用は有償とする。

第5条 (著作権等に関する保証等)

乙は、本業務による制作物が、第三者の著作権やその他の工業所有権等(以下「著作権等」という)に基づく権利を侵害していないことを保証し、乙の制作物が、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は損害賠償を命じられた場合、乙は甲に生じた損害を賠償するとともに、第三者の著作権等を侵害しない新たな制作物を無償で甲に提供するものとする。

第6条 (著作権の帰属)

1. 制作物（デザイン等）の著作権等（著作権につき著作権第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、対価を全額支払ったときに、甲に帰属し、プログラム等については乙に帰属するものとする。

2. 乙は、本業務にかかるホームページの利用の範囲内において、甲に対し自己に帰属するプログラム等の利用につき、無償にて利用を許諾する。

第 7 条（解除）

乙において、次の各号の一に該当したときは、甲は何ら催告なくして本契約を解除することができる。

1. 他の債務につき、保全処分、強制執行、破産の申し立て等がなされたとき
2. 公租公課の滞納処分を受けたとき
3. その他本契約に違反したとき

第 8 条（契約の途中解除）

1. 本契約の解除について、甲の自己都合の場合には、業務着手料を違約金として乙に支払い、乙の自己都合の場合においては、業務着手料を甲に返還することにより契約の解除ができるものとする。

2. 前項以外の場合においてやむを得ない事由等により、本業務の解除を行う場合、進行状況に応じて、合理的な範囲内で甲乙協議の上決定するものとする。

第 9 条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、事前の書面による承諾なく、本契約の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせ 又は担保に供してはならない。

第 10 条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約遂行のため相手方より提供を受け知り得た技術上又は営業上その他業務上の知り得る情報等を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に所有している情報
- (2) 本契約に違反することなくかつ公知となった情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
- (4) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

2. 本条の規定の効力は、本業務の完了後も存続する。

第 11 条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上のとおり、商品販売委託契約が成立したので、これを証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙各自署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲)

乙) 名古屋市中村区名駅3丁目2-4

株式会社 ProPixy

代表取締役 五十川 輝彦

反社会的勢力の排除に関する覚書

(以下甲という)と、株式会社 ProPixy (以下乙という)は、反社会的勢力との取引による被害を防止するため、次のとおり覚書(以下本覚書という)を締結する。

第1条 (反社会的勢力に該当しないこと)

1 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

(1) 次に掲げる事項に該当しないこと

- イ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ロ 役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- ハ 従業員(要職に就いている者をいう)が反社会的勢力ではないこと

(2) 反社会的勢力と密接な関係を有する者として、次に掲げる者に該当しないこと

- イ 反社会的勢力を雇用している者
- ロ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる者
- ハ 反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ニ 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有している者として、次に掲げる事項に該当しないこと
 - (i) 相手方が反社会的勢力に該当すると分かっているながら、ゴルフ、コンペに参加し、又は飲食を共にしている者
 - (ii) 誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の反社会的勢力が集まる行事に出席している者
 - (iii) 反社会的勢力が関与する賭博等に参加している者

(3) 不当な要求行為として次に掲げる行為をしないこと

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為

(4) その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるとき行為

第2条 (契約の解除)

甲及び乙は、相手方が第1条に掲げる事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約

を解除することができる。

第3条（損害賠償）

第2条の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第4条（違約金）

第2条の規定により解除された場合、解除された者は、相手方に対し、違約金20万円を支払うものとする。なお、本項による損害賠償額の予定は、解除した当事者による損害賠償請求を妨げない。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所：
氏名；

印

乙 住所：愛知県名古屋市中村区名駅三丁目2-4 CHIYODABILD 3F
氏名：株式会社ProPixy 代表取締役 五十川輝彦

印